

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合若しくは感染した場合等における本学教職員の就業の取扱いについて

標記のことについて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、「国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等の定めに関わらず、以下のとおり取扱うこととする。

記

1 感染が疑われる場合

対象者：全教職員（非常勤教職員含む）

取扱い：管理監督者からの口頭による職務命令により、自宅待機（出勤扱い、有給）

期間：医療機関を受診した日から感染にかかる検査の診断結果を受けた日までの期間

証明：診断結果を速やかに職場に連絡し、診断結果を証明できる書類（診断書等）を提出

その他：同居の親族等に感染が疑われる者がいる場合、若しくは感染した者との接触が疑われる場合も同様に取扱うこととする

2 感染した場合

対象者：全教職員（非常勤教職員含む）

取扱い：管理監督者からの口頭による職務命令により、自宅待機（出勤扱い、有給）

期間：感染の診断を受けた日の翌日から治癒したと診断された日までの期間

証明：治癒したことを速やかに職場に連絡し、治癒したことを証明できる書類（診断書等）を提出